

# 日本パステルヒーリングアートセラピー協会規約

## 第一章 総則

### 第1条（名称）

本協会は、日本パステルヒーリングアートセラピー協会と称する。  
英字標記は Japna Healing Art Therapy Association とし英字略を JPHATA とする。

### 第2条（事務所・本部）

本協会の事務所は、広島県広島市南区比治山本町 14-24-201 におき、  
Palace Sophia を本部とする。

### 第3条（目的）

本協会は、パステルヒーリングアート®で全ての人を色で笑顔にすることをテーマとして  
色の楽しさを伝え、生きているだけで素晴らしいこと、そして全ての方が愛で満たされ、心に  
平和をもたらす幸せに生きていく人を増やすこと、色で笑顔を普及させていくことを目的とす  
る。

### 第4条（活動・事業内容）

本協会は、前条の目的を達成するために次の活動・事業を実施する。

- ① 基本技術と、教える技術の習得と安定、向上を目指しレッスン、イベント・展示等を行う。
- ② 技術のスキルアップのためのレッスンコースを設け指導にあたる。
- ③ インターネットやメディアを通し、知名度向上に努める。
- ④ 会員のセラピストとしての向上心を高められるようバックアップに努める。
- ⑤ 本協会の会員は、自分の作成した作品を SNS 等に掲載する場合、協会が指定したタグを付けることとする。 #日本パステルヒーリングアートセラピー協会会員

## 第二章 会員

### 第5条（会員）

本協会の会員とは、正会員（会員、シルバー会員、ゴールド会員）、準会員、賛助会員に分  
かれる。反社会的組織の関係者は会員にはなれない。

(1) 正会員は、本協会の基本理念及び目的に賛同し、以下講座の受講修了した者とする。

・パステルヒーリングアート®講座のアドバイザー講座・インストラクター講座・マスターイ  
ンストラクター講座・エンジェルヒーリングアートインストラクター講座、曼荼羅ヒーリン  
グアートインストラクター講座

(2) 準会員は、本協会の基本理念に賛同し、上記(1)以外の以下講座を受講修了者も可能とする。

・パステルヒーリングアート®基本講座・エンジェルヒーリングアート講座・曼荼羅ヒーリン  
グアート講座

(3)賛助会員は、本協会の事業を賛助するために入会する個人、企業とする。

## 第6条（入会）

本協会会員として今後入会する者は、入会申込書を提出し承認を得るものとする。

入会金として5,000円（税別）とする。正会員・シルバー会員、ゴールド会員はホームページ掲載料金として別途5,000円（税別）を納入し入会となる。

## 第7条（会員の権利）

### (1)正会員（会員）

- ・本協会ロゴを使用でき、名刺、自身のSNSに利用することができる。  
（使用する場合はHPアドレスを載せることとする・名刺の制作依頼も出来る）
- ・アドバイザーからは教室を開いたりイベントやボランティアで教えたりすることが出来る。
- ・インストラクターはテキストを使って教えることが出来、協会エプロンを注文出来る。
- ・年に1回の会議に参加し意見交換をすることができる。
- ・年に1回のフォローアップ会に参加することができる。
- ・本協会のフェイスブックグループに参加でき情報交換をすることができる。
- ・ボランティア活動及び本協会イベントに参加することができる。
- ・本協会開催個展に出展できる。
- ・個展パーティーへ参加することができる。
- ・来年度の協会のカレンダー贈呈。
- ・30分のコンサルを受けることができる。

### (2)正会員（シルバー会員）

正会員（会員）の権利に加えて

- ・本協会ホームページの講師紹介からリンクする教室やアート紹介ページを本協会ホームページ内に持つことが出来、月に一度個人の紹介ページの更新を依頼することができる。
- ・年60分のカウンセリングコンサルを受けることが出来る。

### (4)正会員（ゴールド会員）

正会員（シルバー会員）の権利に加えて

- ・月1回作品のシェア会に参加することが出来る。その作品は自身の教室で教えることが出来る。
- ・本協会のフェイスブックページにおいて、自身で個別に教室での様子や告知を自身でアップすることができる。
- ・月30分のカウンセリングコンサルを優先的に受けることが出来る。
- ・販売においてエンジェルヒーリングアート講座修了者は作品の確認後パステルヒーリングアート®の商標登録の名称を使うことが出来る。

### (4)準会員

- ・パステルヒーリングアート®基本1・2講座の修了者・

曼荼羅ヒーリングアート講座受講修了者などと共に  
現在人に教えていない方、教えない方が対象となります。

- ・年に1回開催のフォローアップ会に参加することができる。
- ・本協会ホームページに名前の掲載ができる。
- ・協会員として自分の作品を売ることができる（人に教えることは出来ない。）
- ・本協会開催個展に出展できる。
- ・来年度のカレンダー贈呈。

#### (4)賛助会員

- ・本協会ホームページに希望により名前の掲載ができる。
- ・来年度のカレンダーを贈呈する。
- ・個展パーティー1名様を無料招待する。

### 第8条（会員の責任）

本協会会員は、以下に定める会費を納入する。

（シルバー会員は半期に分けて納入も可能とする。）

(1) 正会員（会員）	年会費	12,000 円（税別）
(2) 正会員（シルバー会員）	年会費	24,000 円（税別）
(3) 正会員（ゴールド会員）	月会費	5,000 円（税別）
(4) 準会員	年会費	5,000 円（税別）
(5) 賛助会員（会社）	1 口	10,000 円（税込）
(6) 賛助会員（個人）	1 口	5,000 円（税込）

協会の規約を遵守する。

会員として知り得た秘密情報は、退会後も漏らしてはならない。

### 第9条（期間）

会員の有効期限は、毎年1月1日から12月31日までとする。

年度途中からの会員入会については、入会月から12月までの端数月全額を納入することとする。

### 第10条（変更・除名・退会）

本協会会員、正会員（会員・シルバー会員・ゴールド会員）準会員は、任意に申請をもって会員の変更や退会をすることか出来る。また、規約等に違反した場合や、当協会の名誉を傷つけることがあった場合や、目的に反する行為を発見したとき除名処分となることがある。

次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡したとき。
- (2)連絡が滞り会費も納入がないとき。

また、規約違反または著作権侵害になると判明した場合には、その会員に対し、弁明の機会を持つが、除名の決定となった後は、退会通知郵送後から本協会の教室開講ができないこととする。

退会後は、本協会の名前を使った教室開講や、協会講座での技術を使っのレッスンは出来ないこととする。その後も使用していたことが分かった場合は法的手続きをとることがある。

#### 第 11 条（更新）

会員の更新期間は、毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日の 1 ヶ月間とし期間中に、所定の口座へ会費を支払うこととする。入金の確認ができ次第、更新手続き完了とする。

尚、日本バステルヒーリングアートセラピー協会の資格保有者は、この更新を以て資格の更新も完了とする。教室開催していない人の場合は基本技術のチェックの為、懇談にてアート作品の提示を求めることがある。

### 第三章 講座

#### 第 12 条（レッスン）

教室での 1 レッソンの通常価格は、最低 2,500 円とし、インストラクターは材料費 500 円アップの 3,000 円とするが、サービス割引、イベント価格、ワークショップ開催での料金設定は出来るものとする。その場合でも通常価格の表示はすることとする。

#### 第 13 条（講座内容及びテキスト）

講座内容及びテキストについて、内容を許可なく口頭やインターネット等で公開すること、無断でコピーすること、販売目的、許可していないレッスン等で使用することを禁止とする。

#### 第 14 条（その他）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この会則は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

平成 31 年 2 月 4 日より、本改訂版を施行する。